

令和3年第4回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

令和3年3月11日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	高 橋 邦 武 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 課 監	木 村 光 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	高 橋 信 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇高橋邦武君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、2番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（2番 高橋邦武君 登壇）

○2番（高橋邦武君） おはようございます。

地域公共交通の維持・確保について、通告に基づき一般質問いたします。

多くの地域では人口減少の本格化に伴い、バスを初めとする公共交通の維持・確保が厳しくなっています。これは需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などによりますが、自家用車の利用率が高いことなども要因に挙げられます。

一方、高齢になると自動車の運転に危険が伴うため、運転免許の返納が年々増加している現状にあり、受け皿としての移動手段を確保することが重要な課題になっています。こうした状況を踏まえ、国では「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正し、地方公共団体に地域公共交通計画を策定した上で公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むことを求めています。

町では、平成28年度から「美郷町地域公共交通網形成計画」を推進しており、来年度に終了することから、当該計画を見直した上で地域公共交通計画に移行する必要があります。

現在の計画を見ますと、まず乗合バスや乗合タクシーの利用状況について調査し、運行状況の

適正化や利便性の向上について検討することとしています。

乗合バスについては、横手・大曲線、角館・六郷線、千屋線がありますが、それぞれの利用状況や検討結果についてお伺いいたします。これらの路線は町民の生活交通手段として重要であり、運行維持のためには利用促進を図る必要があります。その対策として高校生の通学手段は家族の自家用車による送迎が多い現状にありますが、バス定期券の費用を助成するなど高校生の利用促進を検討してもよいのではないのでしょうか。

また、乗合タクシーについては、来る4月1日から制度を改正し、運用することとしています。利用状況や検討結果についてお伺いいたします。

高齢者など交通弱者の移動手段である乗合タクシーについて、医療機関の受診や生活用品の購入のため利用者が運行日の拡大を要望していたと聞きました。土・日曜日、祝日は乗合バスの運行便数が減少するほか、町内の公共施設で様々な行事が行われますので、土曜日午前だけの運行では町民ニーズに応えられないのではないのでしょうか。

次に、乗合タクシーの拠点施設やイベントを行う施設等について、接続状況や利用状況を調査することとしています。具体的には、利用者アンケートや聞き取りなどの意向調査を実施することでした。

拠点施設については、500メートル以内の乗降可能な施設のどこを利用したのか、つまり利用目的を把握する必要があります。もし医療機関が多いとすると運行の根拠になると思います。また、地域の乗降所については自宅から400メートル以内の町内314か所を指定していますが、町民がすぐ分からない現状にありますので、地域の会館に乗降所や地図を貼り付けるなど、その周知が必要であります。

さらに、町民と接する機会が多い行政協力員、民生委員、保健師などから聞き取ることにより移動実態や運行課題等を把握することができますし、逆にこれらの方々に制度改正を説明することにより利用促進を図る効果があります。これまでも利用ニーズの把握、検証による見直し、町民向け広報を行っていますが、調査方法の改善や制度周知の方策についてお伺いいたします。

最後に、新型コロナウイルスの感染拡大によりバスやタクシーの事業者の経営が厳しくなっています。このため、県では事業者の車両維持に伴う経費を支援することとしています。

他方、高齢化が進む地域で75歳以上の後期高齢者が要介護状態となる原因の一つにフレイル、いわゆる虚弱が挙げられており、昨今の外出や社会交流の機会の減少が事態を悪化させています。

こうした状況の中、乗合バス、タクシーの維持・継続を図るには公共交通の利用促進や高齢者への移動・経済支援が有効であります。75歳以上の交通弱者に対し、一般タクシーも利用可能な

交通助成券を交付するなど、事業者の支援と高齢者の健康維持を目的とする対応策についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、「地域公共交通計画」の策定についてですが、バス路線の廃止、高齢化に伴う交通弱者の増加などを背景に、町では平成19年度に「美郷町地域公共交通活性化再生協議会」を設置するとともに「美郷町地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成20年度より予約制乗合タクシーの運行を開始しております。その後、法改正と計画の更新により平成28年度から令和3年度までを期間とした「美郷町地域公共交通網形成計画」を策定し、現在に至っているところです。また、令和3年度には議員御説明の「美郷町地域公共交通計画」の策定を予定しているところです。

さて、初めに路線バスの利用状況等についてですが、現在3路線5系統の運行となっており、自家用車の普及や少子化による通学者の減少などにより3路線とも利用者の減少が続いている状況です。

横手・大曲線については、横手バスターミナルから大曲バスターミナルまでと平鹿総合組合病院前から大曲バスターミナルまでの2系統あります。国道13号沿いの運行のため、通勤・通学・買物等に利用され、比較的利用は多いのですが、令和元年度実績では、前者の系統の年間輸送人員は12万3,218人、1便当たりの平均乗車密度は3.7人。後者の系統の年間輸送人員は5万9,017人、平均乗車密度は2.6人となっております。

角館・六郷線については、角館営業所から美郷町中央公園前までと角館高校前から美郷町中央公園前までの2系統ありますが、乗車率が低く、また起点・終点に高校があることから高校生の在籍人数により乗車率が左右される傾向にあるとのことです。前者の系統の年間輸送人員は1万5,404人、平均乗車密度は2.4人。後者の系統の年間輸送人員は4,041人、平均乗車密度は1.8人となっております。

千屋線については、利用者が少なく、年間輸送人員は6,890人、平均乗車密度は1.1人となっております。

こうした路線には毎年路線維持のために1,200万円ほどの町補助金を交付しておりますが、交通事業者とは補助金交付に当たり情報共有と今後の見通しについて意見交換するなど定期的な検討のもと、関係市・町が歩調を合わせ、適切な補助金交付による路線維持に努めているところで

す。

また、高校生に対する利用促進の助成については、町内においては、徒歩、自転車、鉄道、バス、自家用車など通学形態が多岐にわたるため、バス路線維持の観点での助成制度を創設することは生活バス路線維持費補助金との整理、通学に対する支援の公平性確保の観点で難しいものと存じます。

したがって、バス路線維持を目的した支援については、今後も生活バス路線維持費補助金で適切に支援してまいりたいと存じますし、利用促進に関しては高校生のみならず全世代に対して町広報等を通じて意識啓発してまいりたいと存じます。

また、高校生に対する助成が経済的支援の観点であれば、本定例会に子ども医療費助成の対象範囲を18歳まで拡大する医療費軽減予算を計上しており、議決いただければ高校生を持つ世帯の経済的負担は軽減されることとなりますので、間接的に高校生に対する経済的支援につながるものと認識しております。

次に、乗合タクシーの利用状況についてですが、令和2年12月末の利用登録者は971人で、昨年度末より45人増加しております。実利用者数は平成30年度が281人、令和元年度が297人で登録者の3割程度となっております。また、延べ利用者数は平成30年度が6,357人、令和元年度が6,190人で、運行便数は平成30年度が4,555便、令和元年度が4,536便で、1便当たりの平均乗車人数は平成30年度が1.39人、令和元年度が1.36人となっております。

制度改善に向けては、アンケート調査を実施して検討してきており、これまで平成20年度、22年度、26年度、28年度の4回実施し、その結果を踏まえ、運行範囲の拡大による事業者の相互乗り入れ、運行便数の増加、乗降拠点の見直しなどにつなげてきているところです。

なお、今般、アンケート結果を踏まえて土曜日の運行を追加することとしておりますが、乗合タクシー自体の利用目的が通院や買物、温泉利用が多いため、利用のニーズを踏まえるとともにタクシー事業者との調整を経て午前便を追加することとしたところです。

その時間帯や曜日の拡大についてですが、否定はいたしません、通常のタクシー事業との整理、生活バス路線維持との整理も必要となり、民業圧迫にならない交通弱者対策のありようを根本から議論することが必要になります。今後の検討課題と認識させていただきたいと存じます。

また、地域の乗降所については、利用登録に際して図面を添付した案内をしているほか、毎年開催している行政協力員会議においても乗降所一覧を配布し、その周知に努めてきているとともに美郷フェスタや敬老会、民生児童委員協議会の総会などでも説明してきているところです。

今後については、一定程度の期間を置いて利用者アンケートを改めて実施するとともにタクシ

一事業者やバス事業者など事業者アンケートも実施し、需要と供給両方のニーズ把握をして制度改善の検討をしていくとともに、制度周知については従前の機会に加え、新たに普及啓発する機会がないか検討し、周知に努めてまいりたいと存じます。

最後に、高齢者への健康維持対応策と交通弱者に対する支援についてですが、町では高齢者の健康維持・増進を目的とした「元気ワクワク健康教室」「介護予防教室」、食生活改善推進員による「伝達講習会」等を地域の会館等で実施し、フレイル予防等に努めてきております。また、令和2年度からは保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、フレイルのおそれのある高齢者を全体的に支援する体制を構築、5地区で血圧測定や個別健康チェック、低栄養改善の講話、ロコモティブシンドローム予防の運動指導などを行っているところです。

こうした活動を踏まえての75歳以上の方への支援についてですが、当面は乗合タクシーの利用に伴い、自宅から地域乗降所まで、または乗降拠点から目的施設等まで自ら歩くことにより健康維持を意識していただくとともに、介護保険制度において要介護認定者は介護タクシーを利用できますので、その周知も引き続き図ってまいりたいと存じます。

また、交通助成券交付の御提案については、令和3年度において「美郷町地域福祉計画」を策定することとなっておりますので、運転免許証自主返納者への対応を含め、多方面の観点で実施の是非について検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「あります」の声あり）2番、高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○2番（高橋邦武君） 今利用促進それから制度の周知、さらには健康という項目で地域公共交通について進めていくというようなことでございましたが、平成19年にあったか山で運行していました高畑荒川線というのが廃止されました。よく路線がなくなってからでは遅いというふうにいわれますけれども、当時利用促進をしなかったということに私自身も非常にじくじたる思いをいたしました。バスの存続というのは目的ではございませんけれども、必要なことを最大限ベストを尽くすということで町民の生活の足を確保することが一番だと思います。

それから、地域公共交通にとって人口減少ですとか少子高齢化というのは非常にマイナスの流れでございますけれども、一方で最近A IですとかI C Tとか、新技術の開発といったプラスの動きも出てきているということで、これから、いわゆる団塊の世代が運転免許を返納する、将来になりますけれども、様々な運行形態、例えば町によるコミュニティーバスですとか、路線、ダイヤを決めないデマンド型の乗合タクシー、さらにスクールバスの活用ですとか、そういったことも考える時期が来るのではないかというふうに思っております。町長には、町の公共交通の今

後の方向性につきまして御所見をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えします。

地域において公共交通が存在しているということは非常に重要なことであるというふうに思っています。町内においては、タクシー事業、バス事業がそれに該当するわけですが、そして鉄道事業も該当するわけですが、タクシー事業が継続しやすい環境になるように、例えば教育委員会バスの運行についてはタクシー事業者もその範疇に含める、あるいはバス事業については先ほど答弁いたしました生活バス路線の維持のための補助金を講ずる、またJRについても駅の管理運営について町が受託し、それを維持する等の努力を行っているところであります。今後ともそうした努力を講じながら、町内に現在ある公共交通手段が維持されるように町としても努力してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、2番、高橋邦武君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に基づき一般質問いたします。

初めに新型コロナ対策、経済支援策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症が指定感染症となり、1年がたちました。非正規労働者や自営業を中心に多くの方が職を失い、女性や若年層の自殺者数も増加しています。新型コロナ感染症は社会全体に影響を与えていますが、その影響は決して均等ではなく、社会的弱者の生活により厳しい影響が及んでいます。新型コロナ感染症の長期化で困窮する学生や子育て世帯などが増えています。全国で市民団体などによる学生への食料支援が行われています。秋田でも実施されていますが、その中でのアンケートにほとんどの学生がアルバイトが減ったりなくなってしまい、生活が大変になったと答えています。また、ちゃんと自炊をやりだしたら10日間で2,000円もかかった、これは1日200円の食費の計算になりますが、お米をもらえて本当にありがたい、こういう胸が痛むような記入もありました。

昨年、町が行った学生への応援給付金は大変喜ばれました。コロナ禍で困難を抱える学生が学びを継続し、希望ある学生生活を送るための一助となるよう再び学生への支援金を給付するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

コロナ禍で子供の貧困が深刻化しています。秋田県が生活困窮世帯や子育て世帯の経済的負担を軽減するため1人当たり1万円の商品券の配布を決めました。子育て世帯の方から進級や進学でお金がかかる時期、本当に助かる、こういう声も聞かれました。町独自でもこうした世帯に対してぜひ支援策を実施するべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

大学生等への支援については、御承知のとおり昨年「大学生・高校生等応援給付金事業」を実施しておりますが、その目的は、1つ目に新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入や保護者収入の減少など、不測の環境変化に対して経済的支援を講ずること。2つ目に大学等に通うことができず、オンラインによる授業などの対応を余儀なくされている学生等に対して通信環境の整備等に係る支援を講ずるなどの目的でした。本町出身の学生569人に対して給付金を支給しており、一定の成果があったものと認識しているところです。

現在の状況についてですが、新型コロナウイルス感染症に対する学生生活の対応は時間経過の中で環境変化に一定程度対応してきているものと認識しているとともに、新しい生活様式のもとで学生生活が再開されていることなどから、昨年とは状況が違っているものと認識しております。そのため、現在のところ、昨年と同じ目的で支援金を再び給付することについては、考えておりません。

ただし、今後、ウイルスの変異などにより取り巻く環境に大きな変化が生じ、結果、学生の生活等に新たな対応が必要な状況になるとすれば、その際には新たな支援策等について検討してまいりたいと存じます。

なお、これからの大学生等への支援として従来之美郷町奨学資金貸付事業に加え、新たに地元の企業等に就職する学生を支援する美郷町奨学資金返還助成制度について、関連予算案を本定例会に提出しているところです。その制度では一定の条件のもと、奨学資金を返還する際に県から3分の2、町から残り3分の1の助成金を令和4年度から受けることができ、経済的負担が軽減される制度内容となっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

また、町特産品の需要拡大に向けた取組として、そして地元美郷町に思いを持ち続けていただ

く取組として、町出身で住民票が町外にある学生に対して、昨年に引き続き町特産品を贈呈する取組を実施したく、本定例会に令和3年度補正予算案を提出しておりますので、議決いただければ、これも学生に対する支援につながっていくものと考えているところです。

子育て世帯や生活困窮世帯への支援策についてですが、新型コロナウイルス感染予防のため、従前に比べ、マスクや消毒液などに家計費を支出せざるを得ない状況になっていることは承知しております。そのため、国においては昨年、児童手当受給者に対して、児童1人当たり1万円の「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給したものと理解しておりますが、本町においても児童手当受給者1,219人に対して児童1人当たり1万円の「美郷町子育て世帯応援給付金」総額1,980万円を支給し、子育て世帯の生活支援を行ってきたところです。

令和3年度においては、県が児童手当受給者世帯及び住民税非課税世帯に対して、対象者1人当たり1万円の商品券を配布する「新型コロナウイルス対策生活応援事業」を実施することが決定し、昨年、国及び町が実施した給付金と同様目的の支援策を展開することとなりました。県からは令和3年8月をめどに配布するよう求められており、本町においては同事業の実施に係る補正予算案をしかるべき時期に提出する予定です。

また、町では町内の経済対策として昨年と同様、全町民に地域応援券を交付することを実施したく、本定例会に令和3年度補正予算案を提出しておりますので、議決いただければ子育て世帯及び生活困窮世帯への生活支援にもつながるものと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 自主防災組織への財政支援について質問いたします。

自主防災組織は災害により発生する被害を最小限に抑えるため初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、応急手当てなどの初期活動を担うことを目的としていますが、昨今の自然災害の状況を見ればその果たす役割が重要になっていると思います。今年は豪雪による被害が発生し、福島・宮城を中心とした地震もありました。近年、豪雨災害や台風被害などが全国で起こっています。災害の被害を抑えるには事前対策と発災時の緊急対応が重要であることは言うまでもありません。東日本大震災発生から10年を迎える本日、日常的な防災・減災の取組の重要性を改めて認識するものです。

そこで伺います。今年度はコロナの影響もあり自主防災組織の活動も十分できなかったと思いますが、現在の活動状況についてお伺いいたします。

各自主防災組織では積極的に防災訓練などに取り組んでいるところもある一方、財政的な裏づけがないなどのことからなかなか取り組めないところもあるようです。日常的に防災訓練などを

行えるように何らかの補助があればありがたいという声も出されています。災害に強いまちづくりの一環として自主防災組織に対する財政支援を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

自主防災組織は地域の自主的な防災活動を推進し、災害による被害を最小限に抑えることを目的として美郷町では平成21年度より各行政区等における自主防災組織の設立に取り組んでおり、現在105組織が設立され、組織率は91.6%となっております。

なお、平成23年度から平成25年度までは組織の成立推進及び活動促進の観点で補助金を交付してきた経緯があります。

町へ支援依頼のあった活動実績については、令和元年度に5組織で防災行政無線等を用いた防災訓練や防災研修が開催されたほか、令和2年度においては4組織において防災研修等が開催されているところです。また、町ではこれまでこうした自主防災組織の主体的な活動に支援策を講じてきており、具体には一般財団法人自治総合センターによるコミュニティー助成を活用したハード面の支援として発電機や投光機などの防災機材等の整備に支援してきており、現在まで13組織に2,310万円ほどの助成をしてきているところです。

また、ソフト面の支援として自主防災組織の指導者研修会を通じて地域の指導者育成を図っているほか、各自主防災組織の防災訓練や研修会等に町職員を派遣するとともに、備蓄期限を迎える防災備蓄品を有効活用する観点で防災訓練等に提供するなどの支援を行ってきているところです。

自主防災組織の主体的な活動展開については、今後もこれまでと同様に支援を講じてまいりたいと存じますが、従前と違う観点と内容で主体的活動を展開したい自主防災組織があれば、その内容を伺わせていただき、内容及び規模等に応じて財政支援も含めた適切な支援策を検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません。終わります」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

(4番 内田清文君 登壇)

○4番(内田清文君) 通告に基づき一般質問いたします。質問は、当町における新型コロナウイルス感染症についてです。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症は日本国内で初めて感染者が確認されてから丸1年が経過しました。県内では2月6日以降は感染者が確認されておらず、ワクチン接種も開始され、油断はできませんが、ひとまず今後に期待が持てそうです。

そこで、まずは現時点で町内において新型コロナウイルス関連で町内事業者や農業者、町民の皆様にとどのような影響が出ているのか、その調査結果を伺います。

また、当町ではコロナ対策として地域応援商品券、食事券やプレミアム付宿泊券、感染症対策環境整備支援事業補助金など、幾つかの事業が実施されました。本定例会の招集挨拶で使用換金率等は示されていましたが、これらに対する町民や利用者、事業者などからどのような声や反応があったのか伺います。

コロナ禍ではラベンダー祭りや竹うち、美郷フェスタなど町内行事や活動等は延期や中止となりました。これに伴う関連予算の減額は主にどのようなものがあり、総額で幾らか伺います。同時に、その浮いた経費の使途についても伺います。

令和2年9月議会の一般質問において、感染拡大防止と経済活動のどちらを優先すべきかを伺いました。その答弁では両者のバランスをとることが大切とのことでしたが、今後、当町において両者のバランスをとる場合にどのようなことをしていくべきと考えているのか伺います。

先日、首都圏を除く地域で緊急事態宣言が解除されたことからアフターコロナは近いのではないのでしょうか。このような大きな災害を契機に新たな展開を望めば他自治体よりも頭一つ出る状態になるということもあると思いますが、反対にこの前後で当町に変化がないとすれば後は立ち行かなくなるかもしれません。「新しい生活様式」という言葉が出されたように、ソーシャルディスタンスをとることや3密を避けること、マスクの着用、手洗いと消毒といった感染対策だけでなく、ポストコロナ社会を見据えた変革が迫られているのだと思います。

初日の施政方針では第3次美郷町総合計画を令和3年度中に策定するとのことでしたので、現時点でも既に令和4年度以降はこういう町にしたいというような願望があるものと思われます。今後の当町の行く末を俯瞰したときにどのような想定をしているのか、さらに目玉の施策や当町の実情に合わせた事業など、他自治体には置換不可能な町独自の考えがあればお聞かせください。

以上、主に5点について町長の見解を伺います。

○議長(澁谷俊二君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、御質問の1点目、新型コロナウイルスによる町内事業者への影響についてですが、県が実施している最新の令和2年12月分における全県の経済動向調査結果では、個人消費に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、サービス業はやや弱含みの動きとなり、製造業は全体としてやや強含みの動きとなっています。

町については、電話調査で町内の製造業、建設業、運送業、小売業、サービス業、飲食業、金融業、計37事業者に現在の景況感を確認しましたが、令和元年度と比較して売上額が減少したのは6業種で25事業者となっており、その理由として新型コロナウイルス感染症の影響との回答でした。

サービス業において売上額が大きく減少し、また飲食業及び小売業については、酒食を提供する飲食店や酒類小売店の減少幅が大きく、製造業では事業者個々の事情により、かなりの差異が見られました。建設業は過半の事業者が令和元年度並みを確保しているとのことでした。全体として幅広い業種で影響を受けているものの影響が少ない業種も見られるなど、業種によって景況感が異なる結果となっております。

また、農業者への影響ですが、水稻は国内需要の減退が続く中で新型コロナウイルス感染症による外食需要減少が加わり、在庫増加に伴う米価下落が今後心配されるところです。また、園芸作物等については、美郷振興作物15品目の年間出荷販売額では5億円ほどで前年並みとなっており、町の指定管理施設の「あったか山直売所」においては、現時点で前年並みの売上げとなっており、大きな影響はないところです。

こうした結果が、すなわち町民への影響であると認識しております。

次に、地域応援商品券・食事券についての町民の声ですが、「町民全員が使用できてよかった」「商品券と食事券の2種類が使用できるため町内の飲食店を利用する機会となった」などの言葉を多く頂いております。一方、「施設に入所している人は食事券を使用するのが難しい」という声も伺っております。また、事業者からは「たくさんの町民から使用してもらい、売上げの回復につながり助かった」「小売業や飲食業での使用が多く、サービス業など他業種での使用は少なかった」という声も伺っております。

美郷町プレミアム付宿泊券については、事業期間である令和2年10月から令和3年2月の5か月の間の宿泊者数は全体で5,990人、昨年同期比で1,649人の増、割合にして約38%の増となっており、事業の効果は十分あったと認識しております。

宿泊券を使用されたお客様からの声として「GO TOキャンペーンや県の補助事業等も相まって非常にいい企画だった」「初めて町内の宿泊施設を利用するいい機会になった」「コロナ対策がしっかりされていてよかった」、料理や接客に関する声などが多い一方、「電話が混んでいてつながらない」「予約したいが、混んでいるため望む施設が予約できない」という声や施設の老朽化や設備内容に関する不満などもあったと宿泊事業者から伺っております。また、宿泊事業者の声としては、「想像以上にお客様がたくさんいらっしゃったので対応が大変だったが、売上げが確保でき非常によかった」「お客様に十分なコロナ対策をもって対応できてよかった」という声を伺っております。

感染症対策環境整備支援事業補助金については、換気設備設置等感染症予防事業で16件・132万円、オンライン環境整備事業で16件・402万4,000円の補助金を交付しております。事業者の声としては、「非接触体温計の設置によりコロナ対策ができた」「パソコンの導入によりオンライン会議の利用や在宅勤務が可能となり、コロナ対策に効果があった」という声を伺っております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で中止し、減額した主な事業の予算総額は約6,700万円で歳出減額に合わせて歳入予算も約1,300万円減額しており、差引き約5,400万円となります。

減額した主な事業予算額は、東京2020オリンピック聖火リレーやホストタウン推進関連が約2,200万円、プールパークみさとの運営が約640万円、学友館特別展が約500万円、地域間交流関連が約460万円、ラベンダーまつりが約320万円、ホストタウン中学校交流が約300万円、美郷フェスタが約180万円、六郷のカマクラ関連が約150万円、七滝「水の森」植樹が約30万円などです。

これら事業予算については、令和2年度補正予算案として、これまで議会で既に審議・議決を頂いており、補助金や交付金、町債などの特定財源以外の一般財源として一般会計における財源に充当されておりますことは、既に議員が御存じのところ です。

次の御質問です。令和2年9月議会定例会の一般質問でも答弁しておりますが、コロナ禍にあつて私たちが最終的に求める生活の姿は持続的で安定感ある生活であると存じます。その実現のためには、適切に感染拡大防止を図りながら可能な範囲と内容で経済活動を展開するという、両者のバランスをとることであると私は考えております。

今後の取組としては、感染拡大防止策として日常の感染予防対策を引き続き徹底するとともに、科学的な知見や国の方針に基づく対応、例えば集会施設等における二酸化炭素濃度計の配置など、状況に応じた適切な対応に努めながら喫緊の課題であるワクチン接種を円滑に実施していくことに尽きるものと存じます。

また、経済活動については、国の令和2年度第3次補正予算で配分される新型コロナウイルス

感染症対応地方創生臨時交付金等を活用しながら事業者の円滑な事業展開に向けた感染予防対策の支援や町民の生活支援にもつながる需要拡大の支援などに努め、現在よりも経済活動が向上するように取り組み、両者のバランス感ある展開に努めてまいりたいと存じます。

最後の御質問です。基本的に人の生活を維持する社会システムは、これまでも、これからも大宗の枠組みを維持しつつ、一部が環境に応じて変化し、適切なシステムに構築されてきており、その積み重ねで持続的で安定的な生活の具現化につながっていくものと私は思います。そのため、今般の新型コロナウイルスに関連する社会変化についても、過剰でも不足でもなく、適切な内容に適切な対応で臨むことが肝要であると私は認識しております。

そうした考えのもとでの第3次美郷町総合計画の策定についてですが、新型コロナウイルスに伴う変化を適切に見通しながら対応し、町民が美郷町に住み続けたい思いを継続するとともに町民が誇りを持って美郷町を語れる町にしたいという願望のもと、各般の取組を総合計画策定の常道であるボトムアップの手法でまとめてまいりたいと考えております。

具体的には、現計画の達成状況等を庁内検証するとともに、「美郷のまちづくり町民アンケート調査」を実施して現計画に対する町民の満足度や価値観を把握するほか、新型コロナウイルスに伴う行動変化や価値観変化を見通しながら施策の企画立案及び取組の濃淡を考えてまいりたいと存じます。さらに、外部委員による審議会を設置して審議をお願いするとともに計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民から広い意見を頂きながら計画を策定していきたいと考えております。

また、その核心には人口減少を踏まえた上で関係人口・交流人口の増加、町民所得向上に係る産業振興、そして「町づくりは人づくり」の観点で感性や感受性、行動力を刺激する取組の充実などを据えてまいりたいと考えているところです。

なお、町はこれまで他自治体に先んじて企業との連携に伴う各般の取組、芸術文化に関する各般の取組、公共施設再編や最適化に関する取組など、「美郷ならではの」取組を展開するとともに美郷にしかできない美郷雪華に関する取組などを展開してきておりますが、こうしたことは美郷町の特徴として大切にし、今後も各般にわたり推進してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） おはようございます。

通告に基づき「雪に強いまちづくりを」というテーマで質問をさせていただきます。

先日、「冬もラクラク！流雪溝や消雪付き土地情報」と書かれた宅地分譲のチラシを目にしました。我が町も「雪寄せが楽な美郷町を選んで住みました」と言われるようになってほしいと思います。気候変動により雪の降り方が以前とは違ってきていること、また高齢者世帯が増えているという現状もあり、雪への対策は前にも増して重要な課題になってきたと感じます。

以下、4項目について質問をいたします。

1番、「六郷市場通りの消雪道路をどうするか」

令和3年度施政方針の中に「中央通り線の消雪施設の点検整備等を実施」とありました。今後どのような道路にしていこうと考えているのか、目指している姿について伺います。

山崎竹屋さんのある交差点から六郷小学校前の信号のある交差点までの通称・六郷市場通りですが、冬場は通るのがためられる「舌かみ道路」になります。雪がきれいに消えず、凸凹した洗濯板のような路面状態になっていることが間々あります。これ以外にも当区間にはいろいろな問題があります。除雪グレーダーが置いていった氷の固まり、これは雪ではなく水を吸って固まった氷です。これを処理するのに難儀する。跳ねた水で服が汚れてしまう。路肩の傾斜がきつくて歩きにくい。冷えた朝に路面の氷で足を滑らせて転んでしまったなどのほか、水環境保全条例を制定している町でありながら効率的とはいええない利水方法が嘲笑の対象にもなっています。住民の間では消雪ではなく、むしろ普通の道路であったほうがよいという声も耳にします。今冬、米町の一部区間は道路に水を流さないことを選択しました。住民は雪寄せがとても楽になったと喜んでいきます。

道路の消雪設備を修繕すれば先に挙げた問題が解決されるのか、六郷市場通りは今後も消雪道路として使い続けていくつもりなのか、町当局の考えをお聞かせください。

2つ目、「流雪溝の整備拡充を考え、住民の声を聞いてみては」

六郷町部に流雪溝をとという話は過去にもありました。平成21年、大町、上町、荒町、本道町、米町の住民を対象に流雪溝の整備について意見交換が行われましたが、利用組合の設立には至らず、計画は流れたという経緯があります。今冬、そのことについて対象地域の住民に話を聞いたところ、「そんな話があったことは知らない」「流雪溝があれば助かるのに」という声を耳にしま

した。当時から10年以上が経過し、高齢化も進み、世帯主が代替わりした家もあります。流雪溝の整備について、今改めて住民に考えを確認すべき時かと考えますが、いかがでしょうか。

3番、「融雪槽など無散水型融雪装置の設置に補助を」

北海道の住宅地では融雪槽がよく使われています。地中に埋設した槽の中に雪を投入し、地下水や温水などを利用して解かします。寒い北海道では消雪の目的で地面に水を流すことはしません。流雪溝が整備されている住宅地は思いのほか少なく、除雪車が置いていった雪は各家々の敷地内にある融雪槽で処理することが多いように見受けられます。

北海道や青森県の自治体には融雪槽の設置に補助金を出しているところがたくさんあります。秋田県内では小坂町が融雪装置設置費補助金を制定しています。補助の内容は設置費用の3分の1、最大30万円となっています。

六郷町部は流雪溝を整備するのが非常に難しい場所です。雪捨て難民の問題解決には各家々に融雪槽を設置することが有効だと考えます。六郷の市場通りに面している家では実際に融雪槽を使用しています。地表面に水を流さない無散水融雪型装置は水資源保護の観点からも優れた方法であり、氷で足を滑らせて転ぶこともなく安全性も高いと言えます。雪寄せに難儀をしている六郷町部のような家屋連担地域で融雪槽などの無散水型融雪装置を設置する際、町で補助することはできないのか、御検討を願いたいと思います。

4番目、「排雪を行う通りの優先順位はどうなっているのか」

作業予定の情報提供があれば苦情も減るのでは。

排雪作業が行われる通りの優先順位については、住民の感覚との間にギャップがあると感じます。「なぜあの道のほうが先なのか。こっちは通学路なのに」といった声を今冬はよく耳にしました。排雪を行う通りの順番はどのように決められているのか、御説明をお願いします。

また、町民からの問い合わせや苦情を減らすため、排雪の予定を情報として提供してはどうでしょうか。横手市は除雪の予定をスマホのアプリで知ることができます。そういった本格的なものではなくとも美郷町が運営するフェイスブックやツイッター、防災メールなどで「〇月〇日に〇〇通りの排雪作業を行う予定です。御近所の方にもお知らせください」と流すだけで待つ人の気持ちも穏やかなものになると考えますが、いかがでしょうか。

以上、4項目についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、中央通り線についてですが、私が美郷町長に就任した段階において、当該路線は消雪が十分でなく、解け残った雪が筋状に残る通称「舌かみ道路」と言われておりました。その消雪施設については、昭和47年頃に整備されており、整備動機は住民等からの要望だったと伺ったことがあります。

美郷町としては、その状況を何とか解消したいと思い、水が均等に路面を流れることで均等に消雪されるよう、平成21年度に約9,000万円の事業費をかけ、路面均平を確保する舗装面改修を行うとともに現在のノズルへの交換を実施しております。しかし、経年によって舗装面にまた凸凹などが発生するとともに、老朽化に伴う本管の漏水とおぼしき水量低下などによって再び昔の通称が復活する事態になっているところです。特に、今年度は消雪能力を超える量の降雪に次ぐ降雪で、さらに状況がひどくなってしまったところです。

消雪対応については、水源井周辺の水位低下に伴う周辺住宅への影響に配慮し、かねてより午後9時から翌日午前6時までとしているほか、現在は一斉除雪を実施した日に併せてグレーダーによる除雪も実施しており、その寄せた雪塊が議員御説明の氷の塊化しているものだろうと存じます。

なお、当該路線は道路面が湾曲しており、均平に路面除雪することが技術的に難しく、舌かみ状況を完全に除去することが難しい道路構造となっているところです。

そこで、舌かみ状況の今後の改善策についてですが、結果的に消雪施設で十分に消雪するか、ドーザやグレーダーなどで通常除雪を実施するかの二者択一になるものと思います。しかし、後者については、道路幅が狭く、家屋が連担し、かつ道路と家屋の立地距離が短い当該路線では実施が極めて難しいと思います。つまるところ、その改善策は消雪施設の機能向上に求めるしか現時点の選択肢はないのではないかと存じます。

そのため、来年度においては、道路均平の確保と本管の漏水止水等でどの程度消雪の効率を上げられるか検証することとし、もともと道路補修が必要だった鑓田地区の当該路線の一部区間において、路面均平に係る舗装の改修工事とともに老朽化本管の入替えとノズル再交換も行い、効果を検証してまいりたいと考えております。

なお、その検証結果がよければ投下予算規模を考えながら年次計画を策定し、鑓田地区から南下していくよう検討してまいりたいと存じます。

次に、御質問の2点目についてですが、流雪溝の整備については、平成20年度に国の交付金を活用してコンサルタントに調査を委託し、その結果、中央行政センターを挟む形の坪立線と荒町線の2路線で一定条件のもとであれば実現可能性があるとし、それを踏まえて平成21年度に住民

アンケートを実施しております。

その一定条件が流雪溝に流せる水量が限定的であるため、各路線に時間割りで通水すること、各路線で下流側から順序に雪を投げる投雪時間を設定すること、それを実践していくためには住民による管理組合の設立及び管理運営が必要であるというものでした。こうしたことを住民に提示しながらアンケートを実施したところ、「流雪溝の組合を設立し、運用できる」と回答した方は15.1%という低い結果で、残念ながら流雪溝の整備を断念したという経緯です。

流雪溝の整備には水の確保を前提に多額な工事予算が必要となりますが、以前は国の特定財源確保の見通しがあったため実施について検討を進めましたが、現在はそれがなく、また今後その見通しを得るには一定の年数が必要なこと、さらに中央通り線への対応と並行して一般財源で流雪溝に対応することは特定地区にのみ予算が投下され、他地区の必要整備ができないことになることから現実的ではないと存じます。

そのため、先の見通しを持たずにアンケート実施することは、ある意味で無責任な行政対応になりますので、現時点ではアンケートの再実施を行うことは考えておりません。

なお、流雪溝の整備に係る一定条件のクリアについては、今後も同様に必要と認識しております。

次に、御質問の3点目についてです。融雪槽については、地下水を利用して融雪し、その水を流出させていると伺いましたが、結果的に地下水の使用水量を増加させますので、飲用水を地下水に頼っている地域においては、多くの世帯が設置した場合は水位低下に伴う飲用水への影響が懸念され、行政がその設置を推進することとなる補助制度の創設は難しいものと存じます。

また、無散水型融雪施設については、地下水をくみ上げて循環させることで融雪する施設ですので、基本的に地下水消費量は増減しないように思いますが、配管からの漏水による地上浸出などの故障例もあるようですので、まずは地下水量及び水質への影響などを他自治体の事例を通じて調査・把握し、その上で六郷地区のみならず美郷町全体を対象に補助制度を創設することが妥当か否か、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、最後の御質問についてです。まずは、除雪作業の出動について説明いたします。

午前0時に降雪量が10センチメートルを超えるか、または超えると見込まれる場合、及び強風による吹きだまりが発生し、通行障害があると判断した場合、出動の指示を出します。出動した場合は午前7時頃までに除雪を完了することを目標としているところです。

排雪作業が必要と判断した際の出動については、除雪作業が終了後、午前9時頃から排雪計画に基づき排雪作業に入ります。除雪作業の出動がない場合は午前1時より午前7時まで実施して

いるところですが。

さて、六郷地区の排雪についてですが、まず東西の道路を行い、その後南北の道路を行っております。住宅密集地は2班態勢で作業をしておりますが、道路延長が長いために全域の排雪に1週間程度必要で、車両同士のすれ違いができるように配慮しながら作業を進めているところです。

一方で、こうした排雪作業後に民地から道路に雪が捨てられ、排雪作業の意味がなくなる箇所も残念ながら見受けられますので、こうした行為はどうかなさらないようお願いを申し上げます。

作業の周知についてですが、大仙市ではホームページにて除雪機械の作業箇所が表示され、横手市では除雪出動の有無が表示されるようですが、いずれも排雪の場所や日時の予定は提供しておりません。また、排雪作業は除雪作業の後の作業となることがありますので、降雪状況によっては予定を大幅に変更せざるを得ない状況も生じます。そのため、御提案の排雪作業に関する情報開示には効果と弊害の両面があるものと存じます。

現代は情報開示の時代であることは私も認識し、理解しておりますが、精神的に強い緊張感が伴う除排雪作業の実態と作業オペレーター確保が難しい状況を踏まえ、弊害に対する細心の注意が必要と存じ、現在のところ実施することは考えておりません。

なお、作業水準に町内外から評価を頂いている美郷町の除排雪作業については、今後も引き続き堅持していくように努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 融雪槽、無散水型の融雪槽についてですが、地下水の使用量を増やすということは必ずしも正解、全てに言えることではないというふうに感じました。といいますのは、地下水をくみ上げて融雪に使う方式もあれば、例えば灯油ですとかそういう燃料をたくことによって融雪に使うという方式もありますので、無散水型融雪槽が必ずしも地下水の使用量を増やすということにはつながらないということを、まず一つ御理解いただきたいと思えます。

あとは、六郷市場通りの消雪についてですけれども、二者択一と、普通の道路にするかそれとも散水型の消雪道路にするか二者択一で検討したというふうな答弁があったかと思いますが、それ以外の融雪方法についても、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。地表面に水を流さなくても、例えば最近では地中熱を利用するですとか、そういうふうな無散水型の新しい融雪の方法がいろいろ開発されてきております。そういった全ての方法を俎上に乗せていただいて消雪能力ですとか施工のコスト、あとはその後のランニングコストなども含めて普通の道路、散

水型消雪道路、あとは新方式の融雪道路、どれが一番ベストなのかということを探っていただきたいというふうに思いますが、この件について御見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

無散水型の融雪槽の熱源を地下水ではなくて灯油に求めるというタイプがあることを承知しておりませんでしたので、改めてそこは確認したいと思います。

また、中央通り線について、無散水型の地中熱利用、結果的には無散水型の融雪施設と同等になるものと存じますが、想像するだけでかなりの工事費がかかることが予想されます。財源を無視しますと技術的には可能ですが、財源を目の前にして一定期間の中で議論をするとかなり無理な選択肢じゃないかと存じます。否定はいたしません、御指摘は受け止めながら、今言った事情についても議員には御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

御苦労さまでした。

(午前11時05分)

